

# 「マイナンバー制度」って何？



## ～イチカラ知ろう 基本のコト～



**「どうして必要なの？」**  
 今まで、複数の行政機関にわたがった個人の情報を、同一人物の情報であるかどうか確認するには、情報管理の方法が異なるため、照合に時間がかかっていました。マイナンバーができたことにより、個人の情報に番号をふることで、照合確認が正確でスムーズにできるようになります。その結果、行政手続きの簡素化や、本当に困っている方へのきめ細かなサービスの実施、行政事務の無駄をなくすことが期待されています。

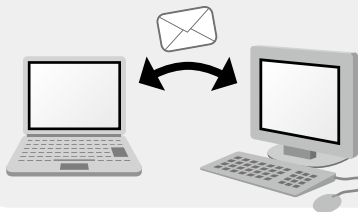
**「マイナンバーとは」**  
 国民一人ひとりにつけられる12桁の個人番号のことです。国内に住民票をもっているすべての方（外国人を含む。）に通知されます。  
 個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

10月から、市民の皆さんにマイナンバーが通知されます。また、平成28年1月からの利用開始に向けて、国や地方公共団体では準備が進められています。市民のすべての皆さんに関わりますので、マイナンバー制度の基本のコトについて紹介します。

### マイナンバーの3つのメリット

#### 行政の効率化

さまざまな情報の照合、転記、入力作業の時間や労力が削減され、情報連携が進めば、業務の重複などの無駄も省けます。また、被災者台帳の作成などにもマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



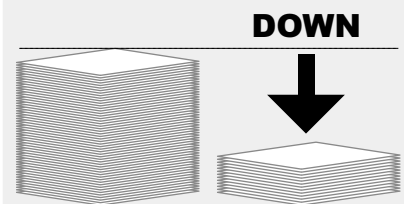
#### 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、給付金の不正受給を防いだり、本当に困っている方へ必要な支援が行えるようになります。



#### 行政手続きの簡素化

福祉などの各種申請時に必要な証明書の添付が不要になるなど、手続きが簡素化され、市民の皆さんの負担が軽減されます。



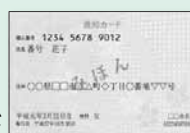
平成28年1月  
 マイナンバーの利用順次開始  
 個人番号カード交付開始



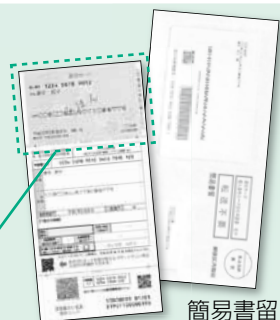
個人番号カード



10月～  
 住民票の住所に  
 通知カード送付



通知カード



簡易書留